

60歳未満で退職される方へ

～確定拠出年金(DC)に係る手続きのご案内～

YKKグループ確定拠出年金

DCの加入者が60歳未満で退職される場合、退職後の状況に応じて、個人型DCまたは転職先の企業年金(企業型DCや確定給付企業年金など)に年金資産を移す(=移換する)手続きが必要です。手続きは、退職後6カ月以内に行う必要がありますので、忘れずに行ってください。

【退職後のおもな流れ】

◆ JIS&T社※から届く「退職後の手続等に関する案内を確認する」 ⇒ [2～3ページ](#)

- ・退職後1～2カ月を目処に、登録の住所に送付されます。
- ・退職後の手続に必要な情報が記載されていますので、必ず確認してください。

※ 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)という会社の略称で、YKKグループの業務委託を受け、加入者のDC専用口座の記録の管理等を行っている会社です。退職後の問い合わせ窓口はJIS&T社になります。

このロゴが目印!



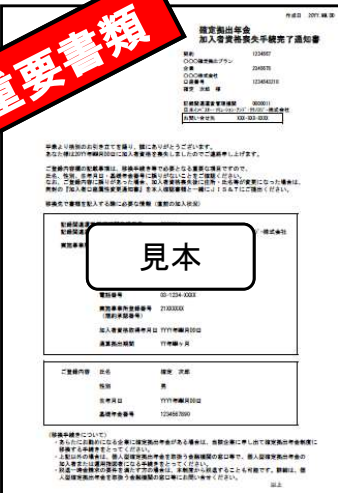
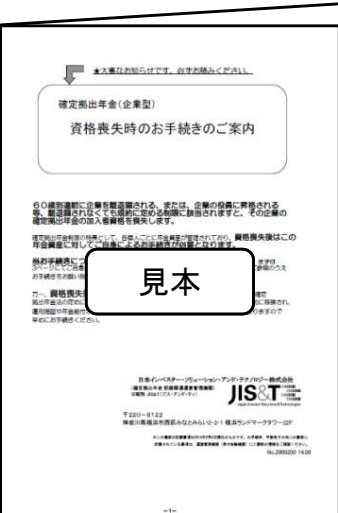


◆ 退職後の状況に応じた「移換(年金資産を移す)先を確認する」 ⇒ [4ページ](#)

- ・移換先は退職後の状況に応じて異なります。
- ・一定の要件を満たした場合は、例外的に「脱退一時金」として受け取ることも可能です。
- ・移換先の確認や、脱退一時金が受け取れるかどうかについては、みずほグループのコールセンターで相談・確認が可能です。

◆ 退職後6カ月以内に「移換先に応じて必要な手続を行う」 ⇒ [5～7ページ](#)

- ・何も手続をしないまま6カ月が経過すると、国民年金基金連合会へ自動的に年金資産が移されます(これを「自動移換」といいます)。

◆ JIS&T社から届く「退職後の手続等に関する案内を確認する」

	① 加入者資格喪失手続完了通知書	② 資格喪失時のお手続きのご案内(企業型)	③ iDeCoポータルのご案内	④ 加入者口座属性変更通知書(加入者資格を喪失された方用)
送付物	 <p>重要書類</p> <p>見本</p>	 <p>見本</p>	 <p>見本</p>	 <p>見本</p>
主な内容	<p>退職に伴い、YKKグループの確定拠出年金における加入者の資格を喪失したことをお知らせする通知書になります。</p> <p><u>退職後の手続に必要な情報が記載されています。</u></p>	<p>退職後の手続について詳しく説明している案内になります。次ページ以降と合わせて、必ずご一読ください。</p>	<p>移換先が個人型の確定拠出年金の場合、自分で運営管理機関を選ぶことになります。ここには、一部の運営管理機関と連絡先が参考として記載されています。</p> <p>* 全ての運営管理機関は、国民年金基金連合会のホームページで確認することができます。</p>	<p>退職後、氏名や住所等が変更となった場合に提出する書類です。</p>

***** JIS&T社から届く案内と合わせて確認いただきたい点 *****

会社が負担した掛金(基本掛金)の会社返還について

以下の両方に該当する方は、退職時の年金資産のうち、会社が負担した掛金(基本掛金)相当は会社へ返還されるため、会社に返還した後の年金資産が最終的な残高となります。

- 勤続期間※3年未満で退職した

※ YKKグループで厚生年金保険に加入した月から、退職日の翌日を含む月の前月までの期間。確定拠出年金の加入者期間ではない。

- 退職の事由が「自己都合」「懲戒解雇」「諭旨解雇」のいずれか

年2回の賞与の原資を使って上乗せした掛金(選択掛金)は、返還の対象外です。

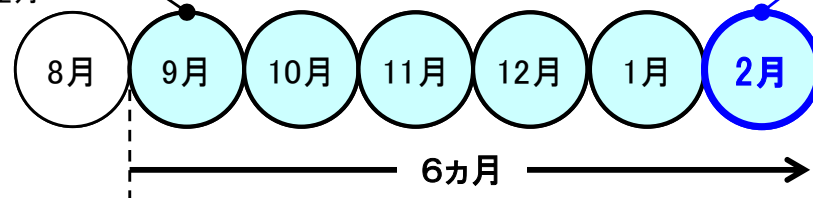
退職後の手続期限(退職後6カ月以内)について

退職後の手続は、退職後6カ月以内に行う必要があります。(6カ月経過後の取り扱いは7ページ参照)
具体的には、資格喪失日(退職日の翌日)を含む月の翌月から6カ月後の末日までとなります。

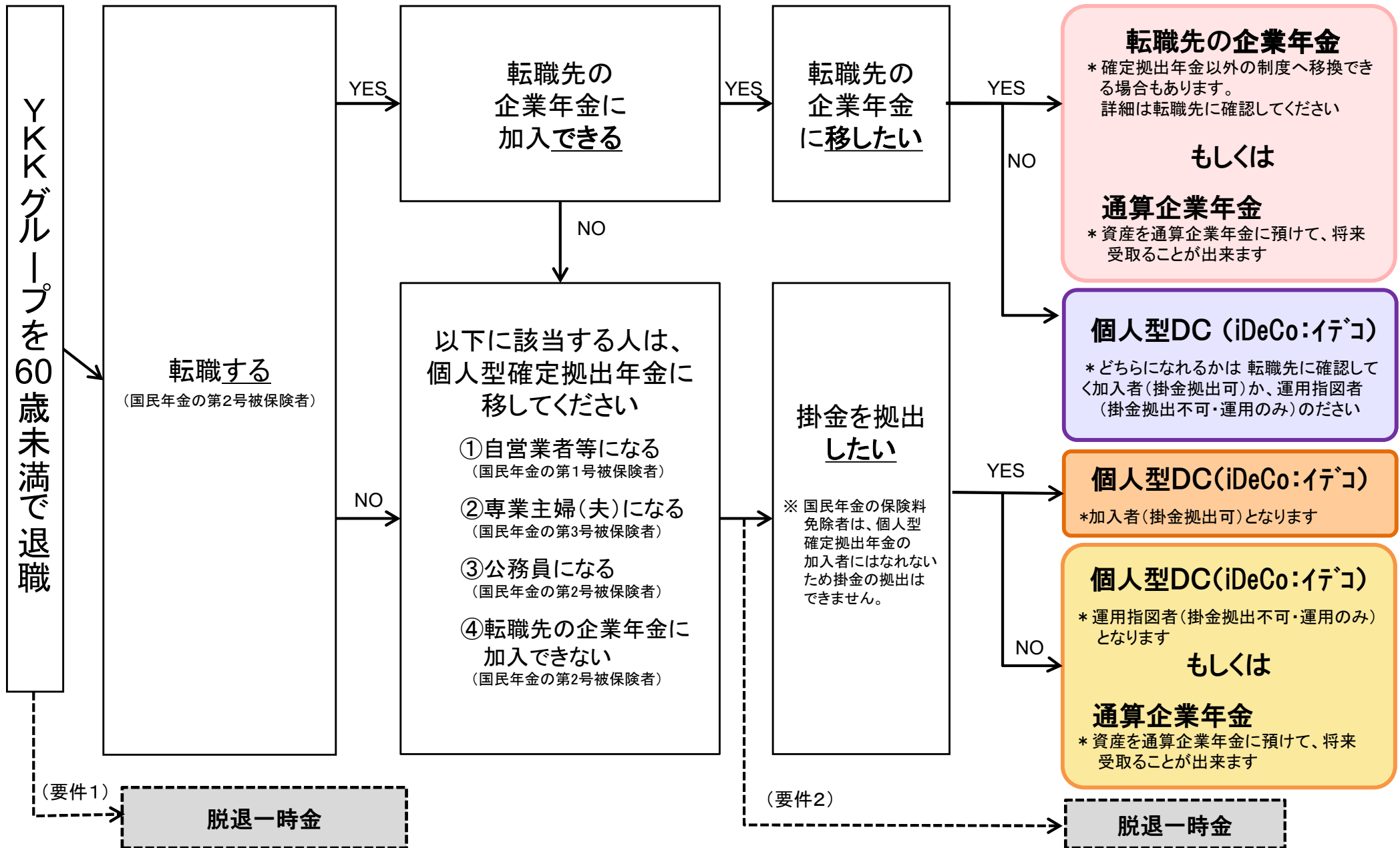
(例) 7/31付で退職した方の手続期限

退職日の翌日(8/1)を含む月の翌月(9月)から、6カ月後の末日である 2月末日 までに手続をする必要がある。

資格喪失日(退職日の翌日)
を含む月の翌月



◆ 退職後の状況に応じた「移換(年金資産を移す)先を確認する」



! 退職後、海外への転出を予定されている方は早めに手続きをしてください。

◆ 退職後6ヵ月以内に「移換先に応じて必要な手続」を行う

転職先の 企業年金

転職先に確認してください。

- ・手続後、現在保有している運用商品は一旦現金化して転職先の企業年金に移されます。

個人型DC (加入者)

ご自身で運営管理機関(受付金融機関)を選び、年金資産を移す手続を行ってください

- ・毎月の掛金は自身で決めることができます。(4ページ①～③以外の方は状況によって金額が異なります。)
 - 【4ページ①の人】5,000円～68,000円※(1,000円単位) ※ 国民年金付加保険料、国民年金基金の掛金との合計
 - 【4ページ②の人】5,000円～23,000円(1,000円単位)
 - 【4ページ③の人】5,000円～12,000円(1,000円単位)
- ・負担した掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、全額所得控除の対象になります。
- ・手続後、現在保有している運用商品は一旦現金化され、個人型の確定拠出年金に移されます。
- ・移した年金資産と毎月の掛金を運用します。運用商品は運営管理機関のラインナップから自身で選択します。(ラインナップしている運用商品は、運営管理機関によって異なります。)
- ・毎月の口座管理費等の手数料は、原則自己負担です。(手数料は運営管理機関によって異なります。)

個人型DC (運用指図者)

ご自身で運営管理機関(受付金融機関)を選び、年金資産を移す手続を行ってください

- ・手続後、現在保有している運用商品は一旦現金化され、個人型の確定拠出年金に移されます。
- ・移した年金資産のみを運用します。運用商品は運営管理機関のラインナップから自身で選択します。(ラインナップしている運用商品は、運営管理機関によって異なります。)
- ・毎月の口座管理費等の手数料は、原則自己負担です。(手数料は運営管理機関によって異なります。)

通算企業年金

ご自身で企業年金連合会のHPから申し込みができます
※令和4年5月 申出入力ページが開設される予定

* 年金資産を移換する際には、口座残高から移換手数料4,000円(税抜)が差し引かれます。

脱退一時金

要件1～2のいずれかを満たし、脱退一時金を希望される方は、請求先に連絡してください

	要件	請求先
【要件1】	<p>次の【①②両方】もしくは【②～⑥すべて】を満たした場合に「脱退一時金」を受け取ることができます。</p> <p>① 年金資産残高が、15,000円以下である</p> <p>② YKKグループを退職後 6ヵ月以内で、年金資産をまだどこにも移していない ※ 転職先の企業型DCや、個人型DC等に移す手続きをしていない</p> <p>③ 通算拠出期間※1ヵ月以上5年以下 または 年金資産残高が25万円以下であること ※ YKKグループや他社のDC加入者期間(他の企業年金等からの制度移行がある場合、当該制度の加入期間含む)と個人型DCで掛金を拠出した60歳までの期間の合算</p> <p>④ 個人型DCの加入者となる資格がない(日本国籍を有しない海外移住者含む) 具体的には、国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料の免除を受けている人</p> <p>⑤ DCの障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>⑥ 60歳未満である</p>	<p>YKKグループのDCから「脱退一時金」を受け取ることができます。</p> <p>【請求先】 JIS&T社</p> <p><連絡先> 0120-401-229 <平日> 9:00~21:00 <土日祝日> 9:00~17:00 * 年末年始、GW期間の一部は利用不可</p> <p>◎ 給付手数料(税抜400円)がかかります</p>
【要件2】	<p>個人型DCに加入できない人、国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料の免除を受ける人を対象とした要件です。</p> <p>次の要件すべてを満たした場合に「脱退一時金」を受け取ることができます。</p> <p>① 通算拠出期間※1ヵ月以上5年以下 または 年金資産残高が25万円以下であること ※ YKKグループや他社のDC加入者期間(他の企業年金等からの制度移行がある場合、当該制度の加入期間含む)と個人型DCで掛金を拠出した60歳までの期間の合算</p> <p>② 個人型DCの加入者となる(=掛金拠出する)資格がないこと 具体的には、国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料の免除を受けている人</p> <p>③ DCの障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>④ YKKグループを退職後、2年を経過していないこと</p>	<p>国民年金基金連合会(特定運営管理機関)から「脱退一時金」を受け取ることができます。</p> <p>【請求先】 個人型DCの運営管理機関 (受付金融機関)</p> <p>運営管理機関をご自身で選ぶ必要があります。退職後JIS&T社から届く「個人型確定拠出年金運営管理機関」等を参考にして選んでください。</p> <p>◎ 移換手数料(税抜4,000円)と脱退一時金裁定手数料(税抜3,800円)がかかります</p>

脱退一時金の要件は非常に複雑なため、ご自身で判断するのは難しいです。みずほグループのコールセンターをご利用ください。

みずほグループのコールセンター： **0120-401-229**

<平日> 9:00~21:00 <土日祝日> 9:00~17:00

* 年末年始、GW期間の一部は利用不可
* 口座番号とコールセンターパスワードが必要です。

***** 退職後、手続きをせずに6カ月が経過した場合(自動移換) *****

退職後、手続きをせずに6カ月が経過すると、YKKグループのDCで保有していた運用商品は現金化され、「国民年金基金連合会」という機関に自動的に年金資産が移されます。これを『自動移換』といいます。

自動移換になると、年金資産は国民年金基金連合会による仮預かりの状態となり、運用されずに無利息で管理され、以下の手数料が年金資産から差し引かれることとなります。

①国民年金基金連合会へ年金資産を移すための移換手数料 4,320円(税込)

②自動移換時 4,269円(税込)

* 特定運営管理機関の手数料3,240円と国民年金連合会の手数料1,029円の合計

③自動移換中の管理手数料 51円(税込)/月

* 自動移換された月の4ヵ月後から徴収開始 (例)11月に自動移換 ⇒ 翌年3月分から徴収開始

④自動移換から他制度に資産を移換するとき 1,080円(税込)

* 移換先に応じて、この他に手数料がかかる場合があります

年金資産から手数料が差し引けなくなった場合、手数料はかかりません。



また、自動移換になっている期間は、通算加入者等期間※に算入されないため、受け取りを開始できる年齢が60歳以降になる可能性があります。

※ DCにおいて加入者期間(掛金拠出あり)と運用指図者期間(運用のみ)とを合算した60歳までの期間で、他の制度から資産の移換がある場合には、その算定基礎となった期間も含まれます。60歳到達時点の通算加入者等期間が10年未満の場合は、受取開始年齢は最長65歳まで繰り下がる。

<自動移換となった方に届く案内> … JIS&T社より送付

「お取引状況のお知らせ」… 自動移換時点の口座(年金資産)状況に関する通知 <自動移換の翌月送付>

「お振込報告書」… 国民年金基金連合会へ年金資産を振り込んだことを知らせる通知 <振込作業完了後送付>

「自動移換通知」… 国民年金基金連合会に年金資産が振り込まれたことを知らせる通知 <移換完了後送付>

(注) 手続きをせずに退職後6カ月が経過した時点、または、自動移換となった後、「転職先の企業型DCの加入者」もしくは「個人型DCの加入者(運用指図者)」となっている場合は、資産と期間は自動的に「企業型DC」もしくは「個人型DC」に移換されます。(同一人物という確認がとれた場合に限る)
「企業型DC」「個人型DC」の両方に該当する場合は、優先的に「企業型DC」に移換されます。

***** よくあるご質問(Q&A) *****

Q1:最後の掛金は何月分までですか？

A1:最後の掛金は、加入者の資格喪失日(退職日の翌日)を含む月の前月分(原則翌月25日拠出)までとなります。

(例)9/30付退職の場合、資格喪失日は10/1となるため、最後の掛金は9月分(10/25に拠出予定)までとなります。

Q2:年2回の賞与を利用して、掛金(選択掛金)の上乗せをしています。賞与からは一旦6ヵ月分の選択掛金が控除されており、その後6ヵ月にわたり拠出される予定になっていましたが、退職に伴い拠出できなかった選択掛金はどうなるのですか？

A2:退職により、拠出できなかった選択掛金がある場合には、本人へ返金(退職月の翌月)します。選択掛金として拠出する分には社会保険料や税金はかかりませんでした。返金する分は社会保険料や税金の課税対象となります。

(例)選択掛金として10,000円/月の上乗せをしていた方が9/30付で退職した場合、7月の夏季賞与の原資から一旦6ヵ月分の60,000円が控除され、その後6~11月分として6ヵ月にわたって拠出される予定でしたが、退職により最後に掛金拠出できるのは9月分までとなり、拠出できなかった10~11月の2ヵ月分(20,000円)は本人へ返金されます。

Q3:退職後のことはまだ何も決まっていない・・・という場合はどうすればよいのですか？

A3:転職する予定がなく、専業主婦(主夫)にもならない方は、国民年金の第1号被保険者に該当するため、個人型DCに移す必要があります。ただし、掛金を拠出するかどうかで、個人型DCの「加入者」または「運用指図者」のどちらかになるため、選択に応じて5ページにある必要な手続きを期限までに行ってください。

Q4: 勤続期間3年未満かつ自己都合による退職のため、会社が負担した掛金(基本掛金)相当が会社へ返還された結果、最終的な年金資産が0円となりました。それでも退職後の手続は必要ですか？

A4: 退職後に手続を行うことにより移換先に移せるのは、年金資産だけではありません。DCに加入していた期間も移換先に移すことができ、通算加入者等期間※に算入されます。

※ DCにおいて加入者期間(掛金拠出あり)と運用指図者期間(運用のみ)とを合算した60歳までの期間で、他の制度から資産の移換がある場合には、その算定基礎となった期間も含む。60歳到達時点の通算加入者等期間が10年未満の場合は、受取開始年齢は最長65歳まで繰り下がる。

最終的な年金資産が0円のため、脱退一時金は請求できません。(支払う金額がないため)

4ページで、移換先が「転職先の企業型DC」となる方と、「個人型DC(加入者)」となる方は、年金資産が0円でも、加入期間は移換先に移すことができるので、5ページにある手続を行ってください。

4ページで、移換先が「個人型DC(運用指図者)」となった方は、運用するための年金資産が0円では移すことができません。(運用するための資産がないため)

この場合、退職後6ヵ月を経過後に国民年金基金連合会に自動移換となり、期間のみ国民年金基金連合会で管理されることとなります。

自動移換後、状況が変わり「企業型DCの加入者」または「個人型DCの加入者(運用指図者)」になった場合、期間は自動的に「企業型DC」「個人型DC」に移換されます。

(同一人物という確認がとれた場合に限る)

「企業型DC」「個人型DC」の両方に該当する場合は、優先的に「企業型DC」に移換されます。

* 本来、自動移換時および自動移換中は手数料が年金資産から差し引かれますが、年金資産が0円の場合は手数料が差し引かれることはありません。

Q5: 退職後、DC口座にあるお金をすぐに受け取ることはできますか？

A5: DCからの受け取りは、原則60歳以降になるため、60歳未満で退職された方は、すぐにお金を受け取ることはできません。

ただし、一定の要件(6ページの【要件1】【要件2】のいずれか)を満たした方は、60歳未満であっても、例外的に脱退一時金として受け取ることができます。

Q6: 移換先の運営管理機関を「みずほ銀行」にしたら、今までの運用商品で運用を継続できますか？

A6: 退職に伴い、年金資産は一旦すべて現金化されます。そのため、移換先の運営管理機関を「みずほ銀行」にしても、今までの運用商品を現金化せずに運用を継続することはできません。
運営管理機関毎の運用商品のラインナップから、改めて選択・購入し、運用をしていくこととなります。

Q7: 個人型DCの「運用指図者」とは、どのようなものですか？

A7: 新たに掛金を拠出することなく、YKKグループのDCから移した年金資産の運用のみを継続していく人のことをいいます。

新たに掛金を拠出することがないため、毎月の口座手数料に見合う一定の運用益が確保できない場合は、資産が減少することになります。

また、運用指図者であった期間は、DCの通算加入者等期間※には算入されますが、勤続年数には算入されません(=退職所得控除額に影響がある)。

※ DCにおいて加入者期間(掛金拠出あり)と運用指図者期間(運用のみ)とを合算した60歳までの期間で、他の制度から資産の移換がある場合には、その算定基礎となった期間も含む。60歳到達時点の通算加入者等期間が10年未満の場合は、受取開始年齢は最長65歳まで繰り下がる。

Q8: 退職後も、みずほグループの各種サービス(インターネットサービスやコールセンター)を利用することはできますか？

A8: 退職後6カ月間(自動移換になるまで)は利用が可能です。
ただし、スイッチング(運用商品を他の商品に預け替えすること)の指図はできません。

Q9: 退職後、手続きをせずに6カ月経過した(自動移換になった)後の問い合わせ先はどこになりますか？

A9: みずほグループの各種サービス(インターネットサービスやコールセンター)は利用できなくなります。
自動移換後の問い合わせについては、以下の自動移換者専用コールセンターを利用してください。

【自動移換者専用コールセンター】 03 - 5958 - 3736

Q10:個人型DCの運営管理機関(受付金融機関)はどのように選べばよいのですか？

A10:主に都市銀行・地方銀行・信用金庫・証券会社・信託銀行・生命保険会社、損害保険会社などが運営管理機関となります。JIS&T社からの案内(2ページの③)にも一部記載されていますが、運営管理機関になっている全ての金融機関は、iDeCo(イデコ:個人型DC)公式サイトで確認できます。

【iDeCo公式サイト】 <https://www.ideco-koushiki.jp/>

その数は100を超えますので、金融機関毎で異なる次の a~c の3つのポイントで検討してみるとよいでしょう。

- a. 運用商品の品揃え … 充実した品揃えか？自分が希望する運用商品を取り扱っているか？
- b. 各種手数料 … 毎月かかる口座管理料や運用商品にかかるコスト(信託報酬等)はどうか？(個人型は自己負担になります。)
- c. コールセンター等の各種サービス … オペレーターの対応はどうか？サービスの利用時間は十分か？

例えば、「毎月の掛金や年金資産が少ない人はコストを抑えるため毎月の口座管理料が安い所」を、「掛金や年金資産が多く、積極的に運用をしたい人は運用商品の品揃えがよく、かつ、商品にかかるコスト(信託報酬等)も安い所」をポイントにする等、各人の状況に応じて選択しましょう。運営管理機関は途中で変更もできますが、変更の度に年金資産を現金化して移す作業が必要になるため、余計な費用もかかり効率も悪くなりますので、なるべく最初によく検討しておきましょう。ちなみに、運営管理機関との基本的なやりとりは、電話かインターネットになりますので、近くに実店舗(窓口)があるかどうかはあまり気にする必要はありません。

★ iDeCo(イデコ:個人型DC)の疑問はここで解決 ★

NPO確定拠出年金教育協会が運営している「iDeCoナビ(個人型確定拠出年金ナビ)」は、制度のしくみの説明や、運営管理機関の選び方、金融機関による手数料や運用商品の違い等について調べることができます。是非ご活用ください。⇒ [詳しくは次のページで！](#)

移換手続きお助けサイト

イデコ

iDeCoナビ(個人型確定拠出年金ナビ)

を活用してみてください。

<http://www.dcnenkin.jp>

面倒な運営管理機関選びなどを
やさしくナビゲートしてくれます。(ID/PW不要)

「iDeCoナビ」はNPO法人確定拠出年金教育協会が運営しています。



iDeCoナビの使い方

ナビ1:あなたが選べる移換パターンがわかる

ナビ2:個人型の掛金をいくらにするか、
節税メリットを概算し、決定をサポート

ナビ3:最大の難関！
金融機関(運営管理機関)選びを
しっかりサポート



①選び方を事例でご紹介

何を重視するかは人それぞれ。事例から貴方に合った選び方がきっと見つかります。

②費用・商品・地域などで金融機関を絞り込みできます。

200社近い金融機関の費用や提供商品を網羅していますので、
比較検討が簡単にできます。(2015年2月時点)

③資料請求に必要な情報を掲載

WEB請求ができる先はURLを、電話は営業時間まで掲載して
いますので、手軽に資料請求できます。

A screenshot of a table showing financial institution information. The table has columns for "金融機関名", "Webサイト", "電話", "営業時間", and "資料請求". The table lists several institutions with their respective details.

あとは、取り寄せた資料をよく確認して申し込み！

移換手続きはお早めに！

- 資産を移す手続きは退職後6か月以内に完了している必要があります。後回しにせず、早めに手続きを開始しましょう。
- ・残高が15,000円以下の場合、移換せず残高を受取ることが可能です。今すぐコールセンターで確認しましょう。
 - ・個人型へ移換する場合は、上記サイトを活用して自分に合った金融機関(運営管理機関)を選び、申込みしてください。
 - ・転職先に企業型確定拠出年金がある場合は、転職先の事務局にこれまで加入していたことを申出てください。